

令和3年2月19日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和3年2月19日(金)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和3年2月19日(金)
午後2時45分
- 3 招集の場所 ハピネスふくちやま(第1会議室)
- 4 出席委員の氏名 端野 学
塩見 佳扶子
和田 大顕
加藤 由美
織田 信夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 前田 剛
教育委員会事務局理事 廣田 康男
次長兼教育総務課長 牧 正博
次長兼学校教育課長 崎山 正人
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校給食センター所長 村瀬 勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄
図書館長 浅田 久子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第23号 原案どおり可決、承認

議第24号 原案どおり可決、承認

議第25号 原案どおり可決、承認

議第26号 原案どおり可決、承認

議第27号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませぬけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 教育情報(2月1日、2月8日 教育新聞より)

ア 小学校での教科担任制の導入

小学校高学年で教科担任制(令和4年度をめどに導入予定)

(中教審答申1月26日)

イ 35人学級

「35人学級、中学校でも実現を目指す」(文部科学大臣)

ウ わいせつ行為の厳罰化

「懲戒免職になると、教員免許は失効し効力を失う。しかし、処分から3年が経過すると、再取得可能となる。」

※刑法の規定上、実刑判決を受けても服役後10年経過すると失われていた資格・権限は復権できることを踏まえると、教員だけが無期限失効を適用するのは均衡を失し、「職業選択の自由」の制約ともなるので。

↓

今後は(4月1日以降)「教員免許状が失効、取り上げとなった理由、その理由が懲戒免職やそれに相当する理由であった場合は、わいせつ行為によるものだったかがわかるようにする。(官報情報検索ツールの閲覧(直近40年間分))」(政府)

エ 免許更新制をどう見る?

更新性の目的は「定期的に最新の知識・技能を身に付けることで、教師が自信と誇りをもって教壇に立つことをねらう。」

↓

「校長がみにつけてほしいと考えている力と講習で身についたとされる力には乖離がある。」

「更新講習が学校での教育活動に役立っていない。」「負担が大きい。」の声

「講習内容が事実上単なる教養講座的なものになっており、制度の主旨と実態が乖離し、形骸化している。」



「教員免許制度の在り方を抜本的に見直していく」 （文部科学大臣）

1点目につきましては、小学校での教科担任制の導入についてですが、以前にも申し上げたとおり令和4年度をめどに導入予定となっております。中央教育審議会が1月26日に答申を出されております。市立学校におきましても、学校、ブロックにおいて、それぞれ堪能な先生が他の学年の一定の教科をまとめて指導するということやブロック内での連携加配が、特に外国語等で専科性を発揮して教科担任をする。併せて評価等についても実施するという取り組みが行われているわけです。教科担任制ということで、一定の教科を担当し指導していくというところであります。

次に、35人学級についてですが、小学校2年生以上、年次計画でということであります。

文部科学大臣の談話が入ってまいりましたが、中学校でも実現を目指していく方向にあるということです。市立学校ではどのような状況なのか資料を見せてもらいますと、京都式少人数を組んでいますので、小学校においては全学校、全学級で35人には達しない、それ以下という状況であります。一方、中学校においては、少人数を採用している学校はあるわけですが、そうしていない学校、2校について35人以上の学級があるということであります。けれども文部科学大臣が、中学校でも実現を目指すという方向を示されていますので、恐らくその方向に進むだろうというところであります。ただ、何十年と前から45人、40人という定数であったのをやっと35人までになったということですし、30人にしないのかという意見も出ているようですが、一応35人ということで中学校も目指す段階であります。

次に、昨年度、わいせつ事案で懲戒免職処分となった教員が市立学校においてあったわけですが、わいせつ行為の厳罰化ということで、現行では、懲戒免職になると教員免許は失効し効力を失うけれども、処分から3年経過後には再取得が可能になるという状況になりますが、ここは甘いのではないかということです。現行の3年から無期限の延長を検討されたが、刑法の規程上、実刑判決を受けても服役後10年が経過すると、失われた資格・権限は復権できることを踏まえると、教員だけが無期限失効を適用するのは均衡を失し、「職業選択の自由」の制約ともなるのではないかという意見もあるようです。今後は教員免許状が失効取り上げとなった理由が懲戒免職やそれに相当する理由であった場合は、わいせつ行為によるものだと分かるようにするというので、官報情報検索ツールは閲覧40年分ということですので、かなり昔の過去の情報が分かることになったということであります。

次に、免許更新制についてですが、実施し始めて随分時間がたつわけですがけれども、教員免許は平成21年以後の免許を新免許、それまでのものは旧免許としています。ですから、私が持っている免許は旧免許になるわけですがけれども、その旧免許に当たる免許については、期間を限定して一定の講習を受けて免許更新をするということになっております。

更新性の目的は、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教師が自信と誇りを持って教壇に立つことが狙いであったわけですが、現実どうかということで、現在協議がされています。

校長が身に付けてほしいと考えている力と、講習で身に付いたとされる力に乖離がある、更新講習が学校での教育活動に役立っているのか、負担ばかりが大きい、講習内容が事実上、単なる教養講座的なものになっており制度の趣旨と実態が乖離し、形骸化しているという意見が出ています。さらには産前産後、または事故等で急に休みを取るような先生があった場合、講師がどうしても必要になるわけですが、なかなかつもりができない、免許が失効していると言われたらどうにもならない、こういう実態もかなりあるということで、教員免許制度の在り方について抜本的に見直していくと文部科学大臣が言われており、一定見直しや検討がされるのではないかというところなんです。

(2)「感染症対策」と「教育活動の充実」をどう？

ア 教育課程→ 学校の教育目標の実現に向けて時数や教育内容を配列し、教育活動

全体を計画するもの。

イ 学校運営組織、予算執行、地域や保護者との連携 等々

ウ これからの学校教育がどう変わるか、その理由、教育課程の内容をわかりやすく説明する力が必要

↓ ↑

エ コロナウイルスの問題がどのように推移するか。先が見えない。

2点目につきましては、コロナコロナで大変なのですが、感染症対策と教育活動の充実をどうしたらいいのかということです。やはり感染症を防ぐということで、行事や時数、授業日、そういったことは当然しなければならないわけですが、一方では教育活動の充実については質を下げないようにしていかなければならないということで、その辺りをどうしたものかということところです。

1月と2月にホームページにこんなことを書いております。1月については「教育界の変わり方はさまざまですが、このコロナ禍の問題は教育過程の編成・実施・働き方改革等、学校経営の面でも大きな転換点になりました。各学校等では教職員がいったん立ち止まって、学校や自分たちを客観的に振り返り、少しずつ意識が変わり始め、効果や効率について改めて考えるようになったのではないかと思います。昨年は、学校行事等を精選し中止せざるを得ない状況でしたが、実施できなくなって初めてその必要性を実感したことがあったと思います。今後は本当に必要なことは何かをよく見極めて、その効果がしっかり実感できることを大事にしたいと思います」。2月については「学校では新しい生活様式の下、子どもたちも教員も我慢を強いられ、心身のストレス、不安を抱えています。地域や保護者の皆さまの御理解・御支援をいただきながら、失われた学びに代わる取り組みを工夫して実践することが必要です。今後は感染症対策と教育活動の充実という両面を、さじ加減良くうまく回していくことが教育委員会、学校の仕事になります」。こんなことで1月、2月にホームページに書かせていただきました。

感染症の前に働き方改革の中にもありましたが、何もかも働き方と言うと何もかもが許されるということになりはしないかという不安があったのですが、今もそれは続いているわけですが、その上にコロナが始まり、本当に学力が付いているのか、子どもの力が付いているのか。一方で働き方も考えていかなければならない、感染防止もしなければならぬ、その辺りのさじ加減をどうしたらいいのか、これが非常に大きな課題、テーマとしてあり、そんなことを考える必要があると思っています。

そこで、またお知らせさせていただくと思いますが、今年度の卒業式についてですが、昨年度はちょうどコロナの真っ最中、始まったときで、全校一斉の臨時休業にはまだなっていなかったわけですが、今回はちょうど1年後の卒業式になりました。その卒業式で、小学校ではお祝いの言葉を教育委員さんにも出席いただいて読み上げていただいたり、中学校では告辞として教育委員会から卒業おめでとうと言っていたわけですが、昨年度の卒業式は出席、紹介のみで実際に言葉を発する、そういう場面はなくなりました。そのねらいは、卒業式をできるだけ短縮化することから紹介のみとし、教育委員さんなり教育委員会の職員は出席のみということにさせていただきました。今年度については、出席と同時にお祝いの言葉と告辞は実際に述べていただくという方向で思っております。数分壇上でお祝いの言葉を述べるとということです。生涯1回の卒業式で周囲もおめでとうという言葉も掛ける、そういう雰囲気の中で子どもたちを卒業させたい、その辺りをさじ加減というか、先ほど言いましたがそのように判断をしてはどうかと思っております。またお知らせするかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っています。

(3) 「教職調整額」と「変形労働時間制」

【教職調整額】「教員の勤務態様の特殊性から、公立学校の教員には時間外勤務手当や休日勤務手当の支給はない代わりに、教職調整額として月4%を一律に支給

する。」

ア 公立小中高等学校等の教員については、1971年に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)に基づき、給与月額4%にあたる額を教職調整額として一律に支給される一方、個々の教員の実際の勤務時間を把握し、それに応じた割増賃金が支払われることはない。

(1971年制定、平均残業時間が月8時間の時代であり4%が妥当とされた。)

また、時間外勤務を命ずる場合は、①校外、その他実習に関する業務、②修学旅行等学校行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害時における児童生徒指導の緊急措置を要する場合に限定し、それ以外には時間外勤務を命じないこととした。

【変形労働時間制】「労働基準法に制定された労働時間の運用を弾力的に扱う制度」

ア 2019年12月4日給特法が改正され、2021年4月1日以降、労働基準法第32条の4に定める一年単位の変形労働時間制が導入できるようになった。

(ア)「変形労働時間制」は、繁忙期(授業期間)には所定労働時間より長い時間勤務させ、その分だけ閑散期(夏季休業など)は所定労働時間を短くするというもの。

(イ)年間を通してみれば、教員の勤務時間を所定労働時間内に収められる。(長時間勤務が正当化されかねない。)

(ウ)「労働時間を勤務実態とあわせようとするもので、無駄な時間が設定されにくい。」

(エ)「業務改善とセットの議論を」

(オ)教員の確保は年々困難化している。背景には学校がいわゆるブラック職場であるとの認識が広がっている。

3点目につきましては、これからの働き方の問題で、教職調整額と変形労働時間制の問題です。教職調整額というのは、学校教員について、事務職員は別ですが、教育公務員、教諭の部分については残業代がないということです。土曜日に出勤しても日曜日、休日に出勤しても時間外で遅くなっても、時間外手当や休日出勤手当が一切ない。ただし、給与の4%が教職調整額ということで一律に支払いをされている、こういう法があります。ただし、この教職調整額4%というのは随分昔のことで、残業時間が長くて本当に数時間というような実態の中での額の決め方でしたので、当然、今の時代の学校教員の勤務状態からいうと、とんでもない数字であり、そういった中で教職調整額が支払われています。ただし、下から3行目、4行目辺りの①・②・③・④、これだけの中身については時間外勤務をする職務命令、校長は勤務をするようにという命令ができる「歯止め4項目」と言っていますが、子どもに事故があったとか、台風が来るとか、職員会議とか、そういったことで事前に予告しておくとか、教職員の健康の状態を見るということで許されている部分ですが、それ以外については、時間外勤務はしてはいけないとなっています。

変形労働時間制については、2019年12月に先ほど言いました給特法、4%になっているというこの法が改正され、この4月1日から労働基準法の定めの中で1年単位の変形労働時間制が導入できるようになりました。そういうことから、学校の教職員の仕事の仕方、過去に休み中のまとめ取り方式というようなことを言いましたが、忙しいときには所定の労働時間よりも長い時間勤務させ、夏休みなどに所定の労働時間を短くするという差引きする方法です。

ところが、そのことが良いか悪いかについては少し意見がありまして、年間を通すと教員の勤務時間を所定の労働時間内に収められる。結局は長時間勤務が正当化されないか、労働時間を勤務実態と合わせようとするもので、無駄な時間が設定されにくい、ちょうどよいのではないか、忙しいときに長時間勤務し、そうでないときに短時間にする、それが一番無理なく無駄がないのではないか、こういう見方と同時に、業務改善とセットで考えなければならないということです。

ただ、最後に書いていますが、教員確保も年々困難になっており、背景には学校がいわゆるブラック職場という認識が広がっている、敬遠されがちになり教員採用試験の倍率も非常に下がっているという状況にあります。ですから変形労働時間制の仕方、対応等についてはさまざまな課題はあります。使用者と労働者の間に協定を持つということが必要なのですが、今回についてはそれを条例化するということになっています。府でその方向が現在、協議検討されている最中であります。そういうことで、これからの働き方についてまだ完結はしていない、そういう状況にあります。

以上、状況を報告させていただきましたが、何か御質問や御意見はありますでしょうか。

和田委員 教職員2,130人を対象に、学校教育に対する支援に何を望むかというアンケートが出され、その結果を見ましたら、6割強が「コロナ対策のための消毒作業に必要」という結果が出たという報道がありました。修斉小学校で児童に発症者が出たということで、特に発生した学校においては消毒作業に非常に敏感なおられるのではないかと思います。その消毒作業が先生方の負担になってはいないのでしょうか。保護者や地域のボランティアを入れるとか、学校の先生の負担が軽減されるようなことが考えられると思いますが、現在の状態を聞かせていただきたいです。

崎山次長兼学校教育課長

1年前の3月から5月は、本当に消毒をどこまでするのか、かなり厳しい状況の中でやっておりましたが、秋ごろからは消毒する範囲や回数が緩和され、この程度で良いという形になりまして、よく触る扉の取手、朝晩のみ、1時間おき、といったところが緩和されてきております。それは文科省なり厚労省の指示で変わってきておりますので、負担感は全体として少しは減っているという感はあります。それから、スクールサポートスタッフといった消毒を手伝っていただける方を各学校配置しておりますので、年度内はそういったサポートをしていただくということで、いろんな形で業務軽減につながっています。修斉小学校については、保健所の指示によりその日のうちに消毒作業をしました。必要であれば手伝いに行くということで、学校教育課職員等で何人か行かなければならないと思っておりましたが、学校でその日のうちに対応していただきました。それ以降は該当する教職員、それから子どもたちが来ていませんし、今登校している子どもたちは保菌者ではありませんので、これまでどおりの消毒体制で良いということです。患者が出た日はしましたけれども、それ以降はこれまでどおりということで、特にたくさん業務量が増えているわけではありません。何とか各学校の養護の先生方を中心にきちんと計画的にやっていたと思っています。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第23号(教育委員会事務点検評価について)

端野教育長 「教育委員会事務点検評価について」説明をお願いします。

牧次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

議第23号「教育委員会事務点検評価について」御説明します。お手元にあります点検・評価報告書は、前回お渡ししたものと内容が少し変わっております。といいますのは、事務局で報告書を点検しましたら、訂正が必要な箇所がありましたので、今回その報告をさせていただきます。2ページでございます。「2 教育委員会事務点検・評価委員の意見・助言」でございまして、上から2つ目ですけれども「教員の資質を高めるために」というくだりですけれども、以前は「先生の質を高めていただくために」という文言でした。あまりにもへりくだり過ぎていないかということで「教員の資質を高めるために」と変更しております。その訂正をしたことにより、必要であるというところに改行が入ってしまいましたので、この整理をさせていただきたいと考えております。それから、上から6つ目ですけれども「事務事業評価の目的・指摘が、人材育成につながるように、もっと大きな枠組みの評価が」の後、以前は「必要。」で終わっていたのですが、あまりにも紋切り調であるということで「必要である。」に訂正させていただきました。訂正箇所は以上でございます。この内容で御承認いただけましたら、2月26日の本会議の議場で電子データを配布することになります。よろしくをお願いします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第23号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第24号「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(2) 議第24号(福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

会議案3ページから5ページを御覧ください。5ページには新旧対照表も付けておりますが、この3月をもちまして、大江地域の3小学校が大江小学校として統合されます関係で、美河、美鈴、有仁の各学校の校区を大江小学校の校区として1つにまとめるということで、規則を改正するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第24号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第25号「福知山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(3) 議第25号(福知山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

これまでから事務の共同化ということで、中学校ブロックで事務の先生方に研究をしていただいております。昨年度より南丹市教育委員会におきまして、各小中学校の事務室ということで、事務の共同化がスタートしております。中丹管内では福知山市が先進的に取り組んでおまして、来年度から実施をしたいということで考えております。資料は6ページから24ページまでになります。7ページ、8ページに条文、それから10ページ以降に新旧対照表を付けております。7ページを御覧ください。今回の福知山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてですが、第5章の2「共同学校事務室(第16条)」ということで、共同学校事務室を置くということを条文として新たに加え定義をしております。新規の条文の挿入になりますので、読み上げまして、説明とさせていただきます。

「共同学校事務室 第16条 学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4の規定に基づき福知山市立小中学校共同学校事務室(以下「共同学校事務室」という。)を置く。」これは地教行法で規定されておりますので、そういった裏付けの下に設置をするというものです。

「2 共同学校事務室を置く学校(以下「設置校」という。)及び事務の共同処理を行う学校(以下「対象学校」という。)は、別表第2のとおりとする。」ということで、8ページの下に別表第2がありますが、設置校は桃映中学校、それから、対象学校は全小中学校になります。小学校14校、中学校9校で兼務辞令ということになるかと思いますが、全体で事務の共同化を図っていくということです。

「3 共同処理を行う事務(以下「共同事務」という。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第7条の2第1号及び第2号に規定する事務のほか、次の各号に掲げるとおりとする。」ということで、

「(1) 学校経営に関すること。」「(2) 文書の收受その他文書管理、公文書の審査、情報公開及び個人情報保護に関すること。」「(3) 教職員の福利厚生に関すること。」「(4) 財務及び会計に関すること。」「(5) 学校事務の効率化及び標準化の推進に関すること。」「(6) 事務職員の研修に関すること。」「(7) その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと認められる事務に関すること。」ということになっております。それから、処理に資するものと認められる事務に関することとして「4 共同学校事務室に室長、副室長

及び室員を置く。」「5 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。」「6 副室長は、室長を補佐し、執務を整理する。」「7 室長、副室長及び室員は、対象学校の事務職員の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。ただし、室長については当該事務職員の中から命ずることが困難であるときその他特別な事情のあるときは、当該事務職員以外の者を命ずることがある。」「8 共同学校事務室の室長及び副室長及び室員は、対象学校の効果的かつ円滑な学校運営に資するため、連絡調整を図り、相互に協力するよう努めなければならない。」「(9) 共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。」別表第2 第16条関係ということで、下の表になっております。

以上が今回の改正点ということで、共同学校事務室の部分を追加し、4月1日から共同学校事務室を設置しまして、事務の共同化を推進していくこととなります。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 財務及び会計に関することが挙げられていますが、これまでできたのは、教育総務課が各学校へ予算を配分するものと、一定予備の予算を教育委員会事務局で持っておられるといった形で進められていたと思うのですが、こういう形になれば共同事務室へ予算が一括配分され、あとは事務室で配分するということになりますか。

崎山次長兼学校教育課長

これまでどおり各学校へ予算配分することになると思います。その配分された予算をブロック単位で共同購入するなど、例えば用紙をまとめ買いで安く上げる、物品の融通のし合いをする、配分予算が足りなければ、ブロック内で融通し合って計画的に購入するなどが考えられます。また、いろいろな事務を1人でしていますが、学校を越えてある程度まとめるといった分担、工夫をこれからしていくこととなります。

和田委員 例えばある学校で出張の日が非常に少なくなり、まだ旅費の予算があるとしたら、その微調整、学校間の予算の流用を事務室においてできるということですか。

崎山次長兼学校教育課長

そういったことも可能だと思います。

端野教育長 他に御質問はありますか。

加藤委員 各学校に1名、規模の大きい学校はもう1名の事務職員さんがいらっしゃると思いますが、室長さん、副室長さん、室員さんの数が増えていくということですか。

崎山次長兼学校教育課長

学校運営には欠かせない方なので、学校に必ず1人は事務職員さんがお

られます。ただ、先ほど和田委員さんが言われたように、予算執行など、いろいろな相談を集まってするというのをしやすくするための共同事務室になるかと思います。室長は恐らく校長先生の中から、また副室長は事務職員が複数人配置されている学校の方にお世話になると思っています。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第25号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第26号「福知山市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・Fの策定について」説明をお願いします。

(4) 議第26号(福知山市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・Fの策定について)

伊豆学校教育課担当課長 ～資料に基づき説明～

議第26号「福知山市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・Fの策定について」御説明させていただきます。

早い段階から教育委員の皆さまには『響』プラン・Fについて御検討いただきありがとうございます。お手元の資料ですが、試案②と6改訂を経た概要版、A4判1枚の説明資料「市立学校教育改革推進プログラムから市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・Fへ」という流れを図式化したものを用意しております。3回の検討会議を経まして、外部の有識者にブラッシュアップいただき、また、教育委員さんからの御指摘も受けまして、改訂させていただいております。

それから市長説明、教育厚生委員会、全議員協議会の説明も終えまして、あと、小学校・中学校校長会、それから副校長への説明、昨日は市立学校教頭会の研修会でも趣旨説明なり概要の説明を終えております。

本日は中丹管内の全市会がありますので、新井総括指導主事にお世話になりまして、説明をしていただいているところになります。この『響』プランについては、教育内容にシフトしたプランということでございまして、教育内容は日々大変動いておりまして、特に中央教育審議会の答申の中でコミュニティ・スクールの部分があると思うのですが、本プランでは目次で6番、29ページの「社会に開かれた教育過程の実現」というところがあるのですが、これが元は「地域に開かれた学校」ということが打ち出されておったのですが、さらに一歩進みまして「地域とともにある学校へ転換」というように答申の中で示されました関係で、そちらのほうに概要版、それから正式版のほうも含めて文言なりを訂正し変わっておりますし、コミュニティ・スクールの進めていく上でも「地域とともにある学校」という表現に変えております。あと、学校教育の重点について教育委員会会議で御承認いただきましたが、そちらとの整合性についても併せさせていただいております。

それから、1月26日の中央教育審議会で、令和の日本型教育の構築を目指してということが打ち出されましたが、その中で「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協同的な学びの実現」ということで、国も打ち出していく方向性を示しましたので、『響』プランの可能性を伸ばす教育、また、1人で学ぶ、みんなで学ぶ個別最適化や協同的な学びというところでは追い風になって良かったと考えております。

こちらを御承認いただいた場合ですが、紙媒体の配布につきましては、今のところ152部必要であろうと考えております。これにプラスアルファ分のことも入れてということではありますが、来年度からは一人一台のタブレットが教員にも配られますので、そちらにデータ化したものを全ての先生の手持ちのタブレットに『響』プランの正式版、概要版、それから流れの図式化したものも含め、いつでも見られるようにということで準備をしております。コスト面でも安く上がりますし、常に持ち歩いてということのほうが良いかと思っております。

加藤委員さんからもありましたように、いかに現場に浸透させていくのか、各校の教育活動に生かしていくのかということこそ大事になりますので、昨日の教頭会においても教頭先生には特に丁寧にお話ししております。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

素晴らしくいき届いたプログラムができているという感じを受けさせていただきました。ありがとうございます。

ただ、1点だけ少し気になる、言葉で引っ掛かるところがあります。

「市の子どもたちは市が育て上げる」という「育て上げる」という言葉が2箇所使われていますが、これは many・more・most の最上級だと思います。この「育て上げる」という言葉がなぜこの2箇所だけで、ほかのところはこのような書き方になっていないのか、ビジョンといいますか思いを教えてください。

伊豆学校教育課担当課長

最初の「教育委員会として」というところで、特に教育長が打ち出された言葉を引用している箇所が、このプランの意義というところで、特に意識してそこだけは使わせていただいております。非常に思いのこもった言葉ですので、通常の項目の中身としては「育てる」という一般的な言葉を使っております。ただ「はじめに」というようなところでありますとか、教育委員会として特にここを強めるインパクトを大事にしたいと思うところに使ったように思います。

和田委員

はじめのところは多分そうだろうなと理解できました。ただ、30ページの7番の「子どもの貧困」のところで、冒頭に「市で育て上げる」とあります。それぞれ項目がある中でここだけが「育て上げる」という言葉が出ています。もっとこの言葉を使うのなら、学力の問題も不登校の問題も強く強調するために、力を入れていく部分で使えないかなという感じもしました。感想です。

伊豆学校教育課担当課長

「育て上げる」という言葉は独特な表現ですので、統一して使うかというところは教育長と相談の上、協議したいと思います。ありがとうございます。

和田委員

「上げる」という言葉はこれまでなかった言葉ですので、強く福知山市の姿勢が見えて良いなと思いました。

伊豆学校教育課担当課長

スタートは教育長から頂いた資料の中で、教育長になられて新たなメッセージ性の強いお言葉ということで頂きましたので、それを使わせていただいたということです。どこに使っていくかということについては、また考えたいと思います。ありがとうございます。

端野教育長

他に御質問はありますか。

加藤委員

響プランの文章も整理していただいて、プランですので、本当にメッセージ力の高いものになっているのではないかなと思って見せていただきました。ただ、前回の教育改革推進プログラムと違って、教育内容の充実推進ということになると、何をもってできたとするのかという辺り、やはり見えにくい部分があります。例えば、授業プランをこうしたりとか、付けたい力、こういう力を見たいというようなことは、文言としては上がるのですが、私たちが各校の訪問等々をしたとき、何をもって響プランの浸透を図っていけばいいのかということと共に考えていきたいと強く思いました。そのためには、例えばですけれども、学校訪問等をしたときに、こういう視点で授業なり学校を見ていこうとか、そういうものがないと、何をどのように目指していくのかということの物差しが見えにくいですし、せっかくのプランがプランで終わってしまわないかなということを危惧していますので、共に考えていきたい課題だと思います。

伊豆学校教育課担当課長

やはり計画が計画で終わらないようにするためにということで、特に指導主事訪問の授業参観であるとか、学校訪問の視点の中で響プランの項目を入れ込んでいくようなこと、ここを見ますよと、訪問で響プランが浸透する1つのものになるようにということを新井総括指導主事に相談しております。

またICTの導入を現場は意識しておりますが、それも1つの方法ですので、響プランの理念実現のためにICTを上手に活用したり、そこで得られるデータによって1つの物差しとしていくところもまた工夫していかなければならないと考えております。またお知恵をいただけたらと思います。

端野教育長

他に御質問はありますか。

塩見委員

このプランの策定に当たりましては何度も協議していただきまして、改訂をされましたことに感謝申し上げます。学校教育の現場でこのプランが響き合って、さらに福知山市の教育充実・発展をして、21世紀を生

き抜く福知山の子どもがすくすく育っていくことを期待しています。そこで、1つお願いがあります。といいますのは、このプランの前進の教育改革推進プログラムにおいて、適正規模とか教育内容の項目がありました。適正規模は先ほどもありましたように、ほぼ達成しました。「教育内容についてはさまざまな課題が山積している」と、この中にも2ページから書いていただいています。このプランという性質上、これ以上詳細に書いていただくことは無理だとは思いますが、響プランの方針や具体策の根拠となりました具体的なデータ、学力、貧困、さまざまなデータがあると思います。そのデータを集約しておいていただきたい。担当課として、人事異動があってもその集約されたデータを見れば「ここが根拠であるからこのプランになった」ということが分かる、どなたが担当になられても、自信を持ってその根拠を明らかにすることができるデータを蓄積しておいていただきたいと思います。そうしておいていただくそのデータが、5年後にこのプランを検証していただくもとになるのではないかと思います。

伊豆学校教育課担当課長

1点補足します。このプランは学校だけで終わるものではありません。「保護者の皆さまへ」ということで、市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・Fによる福知山ならではの新しい教育が始まりますという周知文を現在決裁で手直しをいただいております。保護者の手元に届きますと、教育観が少し変わるということをお知らせできるということで予定しています。

端野教育長

この響プランは前の計画から移行するわけですが、2つのことは引き継いでいるということで、その1つは保幼小中一貫連携、これは引き継いでいます。学園も3つできるわけですから、統合によってブロックなり一小一中という形もあるかと思えます。保幼小中一貫連携の手法は引き継ぐことになると思います。それからもう一つは、先ほどありました教育分野で、なかなか見えにくいわけです。よっぽど見ようとしないと見えませんし、その方法・手段もきちんと整理しないと見えないということになります。ただ、これも引き継ぐ中身になりますが、学力・生徒指導・進路。この3つの切り口については、これもこだわる3つということです。ですから、前回も施策として進めてきて、今回も響プランの施策として予算化もするわけですので、当然これには点検・評価を入れるということでもありますので、その視点としては3つのこだわり、学力・生徒指導・進路。進路のところについては単に高校へ進学するだけで見るのか、そうではないと見るのか、その辺りについてはまだ論議が必要かと思えますが、この3つの切り口、これが1つの評価の視点というか基準というか、そのようになるかと思えます。新しくスタートしますので、十分に説明をし、学校もきちんとそれを理解し、解釈をし、学校だけではなしに家庭や社会も巻き込んだ、地域と共にある学校をつくり上げるということでもあります。

端野教育長

他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

端野教育長 議第26号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第27号「第3次福知山市子どもの読書活動推進計画の策定について」説明をお願いします。

(5) 議第27号(第3次福知山市子どもの読書活動推進計画の策定について)

浅田図書館長 ～資料に基づき説明～

「第3次福知山市子どもの読書活動推進計画の策定について」御説明させていただきます。

12月の教育委員会においてこの計画の概要とパブリック・コメントを1月に実施しますということで御説明をさせていただきました。

その後、1月にパブリック・コメントを実施しまして、その内容を受けまして第4回策定委員会を開催し協議させていただき、最終案がまとまりましたので、この場で御審議をいただきたいと思っております。

まず、パブリック・コメントの結果とその修正した内容を御説明させていただきます。横書きで1枚ものの資料を御覧ください。

お1人の方から電子メールで御意見を頂戴しました。この方の内容、趣旨を変更しない程度に御集約させていただいて取りまとめた形で、既に公表という形で結果の公表をさせていただいております。横書きの「パブリック・コメントの結果」を御覧ください。御意見としましては、4つにまとめさせていただきました。1つ目「全体の構成 とても幸せな気持ちになった。福知山の子どもたちに良き図書館サービスという宝を渡し続けてほしい」2つ目「ボランティアにはぜひ大学生・高校生にも加わってほしい」3つ目「将来的には、学校図書館や公立大学図書館の蔵書も子ども含む市民が検索できるようになったら良いと思う」4つ目「ボランティアや児童館や公民館等とコラボして、図書館の本や資料を使いつつ、図書館クラブ活動みたいなことができないか。読書会、おはなし会、音楽会、プログラミングや動画制作、外国語、お料理、手工芸、園芸、分館への遠足など、コロナの感染予防をしながら子どもたちと一緒に楽しめたらいいと思う」といった大変ありがたい御意見を頂戴したところです。この御意見について、第4回策定委員会を開催させていただいて、3つ目の御意見については修正ということになりました。

まず、2つ目と4つ目については修正なしとなったということで御説明させていただきます。ボランティアに学生さんにも加わってほしいという御意見ですが、現在も夏休みに実施しているおはなしの広場を大学生・高校生にも参加いただいて実施しているようなこともさせていただいております。そして、16ページの計画4章-4になりますが、図書館での事業が書いてある部分で、中学生・高校生の職場体験学習を積極的に受け入れるとともに、中学校・高校と連携した事業等も継続して実施するというので、高校生の選んでいただいた本を、高校生の手作りのポップで展示するイベントを毎年開催させていただいておりますので、今後もそういったことを継続し、大学生にも加わっていただいて、図書館のボランティアとして参加していただくということを続けていきたいということで、今回この御意見については、計画の修正はなしと

させていただきます。

そして、4つ目の「図書館で本と出会う」というところでございます。ボランティアや児童館や公民館等とコラボしてというところで、現在こちらの計画で言えば、15ページの「市立図書館で本と出会う」というところの一番上になりますが、図書館の機能を最大限に活用して、子どもの読書活動に関わるさまざまな機関、放課後児童クラブ、地域文庫、ボランティアさんなども含め、連携協力して読書活動を推進していくということで、こちらに挙げさせていただいております。現在もできるだけさまざまな団体との連携というところは、図書館としても力を入れさせていただいているところですので、今後もどういったことができるか、お互いがプラスになるような活動がどのようにできていくかということと考えていきたいと思っております。今回この部分については、計画の修正はなしとさせていただきました。

3つ目の「学校で本と出会う」というところ、第4章-3となりますが、こちらは13ページになります。この御意見といたしましては、さまざまな図書が市民にも検索できるようになったらいいなというところなのですが、現在、市立図書館はもちろんホームページから検索していただけますし、公立大学メディアセンターの図書についても、公立大学のホームページからどなたでも検索をしていただけるようになっております。あと、学校図書館についてもそういう御意見を頂戴しているところですが、今回この御意見を踏まえまして、まず「学校図書館の計画の修正」のところに書かせていただいておりますが、13ページの(2)の「学校図書館の環境整備」の、上から2つ目の丸が「学校図書館の資料の充実を図ります」となっていました。今回、この御意見を受けさせていただきまして「学校図書館の資料の充実を図るとともに、利便性の向上に努めます」に修正をさせていただいております。といいますのも、一足飛びに学校図書館の本を市民の皆さまに閲覧いただくというのは、なかなかすぐにできることが難しい。また、そのことによるどんなメリットがあるかなども考えていかなければならないということで、まずは貸し出しの返却や本の登録、それから子どもたちがどんな本を好んで読んでいるのか、ベストリーダーの管理など、全て手作業で学校図書室の本は管理していただいているあたりで、図書管理について利便性を高めた形での管理ができないかということ、まずはスタートとして考えていきたいということで、こういった形の表現に修正させていただきました。こういうところから始めて、次の段階でこの御意見について、できるかできないかなども進めていくというところで、今回の修正部分はこの3つ目の御意見としていただいた部分を「利便性の向上に努めます」という表現を加えさせていただくということで、修正案とさせていただきます。この計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間で、子どもの読書活動の推進に取り組むこととなります。

8ページの「施策体系」を御覧ください。こちらの基本方針にもございますが、子どもの読書活動を推進するためにまず大切なことは、子どもたちが「読書って楽しい」ということを体験することと、その体験できる環境を一つ一つ整えていくことだと考えております。1つ目、2つ目、3つ目の基本方針にありますように「子どもたちが生涯にわたって本を身近に感じ、楽しむことのできる取組」「読書をとおして学ぶ力・考える力・判断する力を伸ばす助けとなる取組」「子どもと本をつなぐ人と場を育む取組」について、こちらに書かせていただいている1番から5番ま

で、家庭・保育園・幼稚園・こども園と学校・市立図書館、そして地域において、子どもたちを取り巻くそれぞれの立場でしっかりと具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。
以上で、簡単ですが御説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

織田委員

今回のこの計画案、ありがとうございます。私も拝見をさせていただきまして、実際自分の子どももそうですけれども、今度は大人となったときに、実際に市立図書館にお伺いをしてどんな本があるのかなということで、15ページに令和元年度の所蔵数という数字と、令和6年度末を目指して14万冊を目指すという形なっております。
ここに向けて蔵書をする計画と私が所属しているいろんな団体があるわけですけれども、民間団体であるとか経営者団体とか、場合によっては寄付をしようというような発想を持っているところもあると思います。だから、そういうところに向けて、逆にこの蔵書を増やしていくことに対してどういう計画をもって取り組んでいくのかということでもありますとか、実際今度、図書館に来られた方々が「もっとこんな本があったらいいね」というような具体的な意見が出てきているのかどうかという辺りをお聞かせいただきたいのですが。

浅田図書館長

まず、後の質問からお答えしますが、お客さまのニーズといたしましては、必ずリクエスト用紙というものを置いておりますので、こんな本があったらうれしい、買ってほしいという御意見は、年間大体200冊から400冊ぐらい頂きます。それについて図書館の蔵書としてふさわしいか、相互貸借とって京都府内の図書館から取り寄せて使っていただくべき本もあります。図書館で買わせていただける本は買わせていただくという形でそろえさせていただいています。市民のニーズは常にそういった形で買ってほしいという紙を本当に遠慮なく出していただいておりますので、それで分かるところで、ベストリーダーとして毎年把握しておりますので、統計でこの図書館ではこういった本が人気、こういった本を求めていらっしゃる、プラス図書館の使命として情報の収集であるとか、調べ、サポート、そういった学習の支援というところもありますので、そういった郷土資料をしっかりと集めていくということもでございます。そういった中で、資料収集の基準というものがございまして、それに基づいて市民のニーズも把握しながら蔵書の管理をさせていただいているところでございます。
寄贈については、本当に毎年ありまして、ソロプチミストさんや自治会などから、子どもにということで御寄附を頂いており大変ありがたいところです。実は30万冊所蔵の規模がある図書館なのですが、蔵書の計画や何十万冊に向けてといったところを公表しておりませんので、現在ここまで蔵書が進み、あとどれだけを何年までにこのように蔵書計画として進めますといったことを公表しているということでもありませんので、皆さま方の御支援を受けていくという意味では、そういったことも出していただけたらと思います。大変ありがたい御意見だと思ひ受けさせていただきました。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第27号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき説明～

No.23 福知山東ライオンズ杯 第29回日本海高校ソフトテニス大会

No.24 逆説の日本史 明智光秀公編

No.25 令和2年度福知山市連合婦人会「実践活動フォーラム」

No.26 第29回文協フェスティバル

No.27 第20回大江鬼っ子マラソン大会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。
それでは、次の報告事項をお願いします。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

会議案48ページを御覧ください。

福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令についてですが、今年4月から校務支援システムを導入しております。その一環といいますか、出退勤を各先生方のパソコンでお世話になるように準備をしております。来年度からは一定ソフトといいますか、アプリケーションが先生方のパソコンに入りますので、その準備をするための規程の改正です。

表を御覧ください。第5条、改正前は「職員は定刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に押印をしなければならない」「校長は、出勤簿を管理し、常に職員の勤務状況を明らかにしなければならない」としていたところですが、改正後は「職員は定刻までに出勤しなければならない」「2 職員は、出勤した、又は退勤するときは、別に定める方法により自ら出勤又は退勤の記録に必要な処理をしなければならない」「3 前項の規程により難しい職員にあっては、出勤したときは、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならない」ということで、これまでどおりの出勤簿を使うことも可ですし、電子的に記録していくことも可とするということで、新たなシステムの導入に伴います規程の整備でございます。

来年度につきましては、基本はこれまでどおり紙ベースの出勤簿を使って処理をしていくようにします。令和3年度にシステムが整備されるのですが、いろいろと不具合等の可能性もありますし、バグを改良していく必要もありますし、混乱もしますので、紙ベースで処理をしていきます。ただ、令和4年度からは、本市の職員もしておりますが、電子データ上で出退勤の管理をしていく形になると思いますので、その準備をしている状況でございます。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。